

家電リサイクル法の対象機器に新たな品目が追加されます。

今回液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機が追加されました。これに伴い、これまで「大型ごみ」として市が収集・処理してまいりましたが平成21年4月1日からは、市では収集・処理できなくなります。

